

岩内町財務会計システム更新業務  
仕様書

令和5年3月

岩内町

## 1. 事業目的

本業務は、現在、本町において稼働している財務会計システムの保守が終了するため、新たな財務会計システム（以下「新システム」という）を導入することを目的とする。

なお、新システムの導入にあたっては、操作性や機能性に優れ、事務の効率化による職員の負担軽減が実現可能であるとともに、導入及びその後の保守等について、トータルコストの削減を実現できるシステムの導入を目指している。

## 2. 仕様書趣旨

本件に参加しようとする者は、本仕様書の内容を確認し、これに沿った提案を行うこと。

本仕様書に記載する事項は、本町が求める最低限のものであり、より高度な機能により、業務を効果的・効率的に行えると考えられる場合は、本仕様書に記載がされていない事項であっても、積極的に提案すること。

## 3. 業務名

岩内町財務会計システム更新業務（以下「本業務」という）

## 4. 業務概要

### （1）更新業務

- ・岩内町庁内LANに構築している仮想サーバ上への構築
- ・現行システムから新システムへのデータ移行
- ・職員向け研修・マニュアルの提供

### （2）保守管理、運用支援

- ・円滑な業務遂行のために必要なシステムの保守管理、運用支援

## 5. システムの業務範囲

新システムで行う業務範囲は下記のとおりとする。なお、各業務に要する機能は、別紙「機能要件一覧」のとおりとする。

- ① 予算編成
- ② 予算執行（出納管理）
- ③ 決算管理
- ④ 決算統計
- ⑤ 起債管理

## 6. 事業実施期間及びシステム稼働時期

新システム構築期間：契約締結日（令和5年4月下旬予定）から令和6年3月31日まで

新システム稼働時期：令和5年11月1日～【予算編成】

令和6年 4月1日～【その他のシステム】

## 7. 基本要件

- (1) システムの整備にあたっては、庁内に構築している仮想サーバ上への導入であること。
- (2) データ保持も含めて稼働後、少なくとも5年間の使用、保守管理が受けられるパッケージシステムを提案すること。
- (3) 障害発生時に速やかにシステム復旧できるよう、バックアップ機能を有していること。バックアップ機能は処理の自動化が可能であり、時間変更など柔軟に対応できる仕組みを構築できること。
- (4) クライアント環境は本町既存の全PCにて運用可能であること。また、クライアントPCの増設、移設、更新、入れ替え等が発生した場合でも、追加費用等を必要とせず対応可能であること。
- (5) 提案する新システムは、他の地方公共団体等で導入実績のあるパッケージシステムであること。
- (6) 導入等について、本町担当者との間で十分な協議を行い、本町の要望を十分に考慮したパッケージシステムを導入し、かつ本町の実態等に合わせて、必要な追加・修正のカスタマイズを行うこと。
- (7) 電子決裁システムに対応したシステムであること。
- (8) 出力帳票のうち、予算書、決算書については、本町既存の様式に統一すること。
- (9) 新システム導入に伴う打合せ・会議等は、原則として本町庁舎内にて実施するものとし、それに係る旅費、書類作成に係る消耗品等は受注者の負担とする。
- (10) システムの導入期間中に制度の運用が開始され、システム対応が必要となる改正については、一切の費用を見積額の範囲内とすること。ただし、それ以外の新制度の創設等にかかる場合は、別途協議とする。
- (11) システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとにパスワード管理等が行えるなど、セキュリティ面に十分配慮したシステムであること。

## 8. 新システムの構築要件

- (1) 仮想化基盤上の環境等については、下記のとおりである。

### 【仮想化基盤の環境】

- ・ 基盤ソフトウェア：VMware vSphere7
- ・ 基盤ハードウェア：CPU2.1GHz × 1、メモリ 256GB のサーバ 3 台で運用

### 【仮想化基盤上で構築する場合に提供する基本ソフトウェア（サーバ OS）のライセンス】

- ・ Windows Server 2016 Standard Edition Datacenter Edition
- ・ Windows Server 2019 Standard Edition Datacenter Edition
- ・ サーバ接続ライセンス

※新システムのサーバは、最大メモリ 16 GB、ディスク容量 1,000GB 以下を想定

※仮想デスクトップ環境は、Windows 10 Pro64bit、メモリ 2GB、ハードディスク 20GB、Microsoft Edge、Office

リンククローン、専用割当方式を想定

- (2) 新システムを構成するソフトウェア及びミドルウェア、業務アプリケーションソフトウェア及び本仕様書に記載する機能を満たすために必要なその他のソフトウェア製品等については、利用に必要な各種ライセンス（クライアントアクセスライセンスを含む）と併せて調達、納品すること。
- (3) クライアントPC及びプリンターは、既存機器を利用設定する。
- (4) ウイルス対策は、町が保有するライセンスを使用し、管理すること。
- (5) 既存の庁舎内LANネットワークを使用し、その設定については、本町担当者と十分な協議を実施し、既存の他のシステム等に影響を及ぼすことのないこと。
- (6) 外部施設（各小中学校、各保育所、岩内町地場産業サポートセンター、岩内地方文化センター）での利用も可能であること。なお、現行システムの利用状況としては、小中学校以外の施設については、VPN回線を利用しシステムを使用している。小中学校については、VPN回線を利用していないことから、スタンドアローン版のシステムにより伝票データを作成し、庁内においてCSVデータを取り込むことにより伝票起票を行っている。
- (7) 基本ソフトウェアのインストール又はハードウェアの設置作業は、町が指定する事業者の指示のもと行うものとする。
- (8) 既存クライアントPC及び新システムへの同時ログイン数  
クライアントPC：250台（将来、職員数の増減等により増減する可能性がある）  
同時ログイン数：100台（最大）

## 9. データ移行

- (1) 安全かつ確実なデータ移行を行うこと。
- (2) 新システム導入時に、旧システムから移行するデータは下記のとおりとする。

〔 所属名称、歳入歳出科目名称、歳計外科目、債権者・債務者情報、金融機関情報、  
所属マスター、職員マスター、令和5年度予算積算情報、起債管理台帳 〕

また、これ以外に新システム稼働に伴い必要となるデータ入力がある場合は、受注者にて、これを行うこと。

- (3) 新システムに移行するデータについては、本町から原則CSVファイルで提供する。
- (4) 起債台帳については、現行システムを有していないことから、エクセルデータで提供する。
- (5) 帳票等からのデータ移行や不足項目等で発生する入力費用は、受注者負担とする。
- (6) データ移行の際に必要なプログラム作成や現行システムからのコンバート作業については、全て見積額に含め、追加費用を一切発生させないこと。
- (7) 移行データの確認や、データ移行後のシステム検証等の作業については、発注者の負担を軽減できるよう配慮すること。

## 10. 他のシステムとの連携

現在、本町で運用しているシステムは次のとおりであり、新システムにおいてデータの連携ができること。

- ・人事給与： 翔給（(株)北海道システムエンジニアリング）
- ・公会計： PPP（(株)システムデイ）

### 1 1. 操作研修など

本町が新システムを円滑に運用できるよう、下記のとおり必要な機能及び操作方法の説明・研修を実施すること。

#### (1) 一般所管向け研修

予算編成や予算執行など、基本的な操作を行う一般担当課向けの研修  
想定人数 100名程度（複数回に分けての実施を想定）

#### (2) 財政・出納所管向け研修

新システムの管理、予算・決算及び決算統計、出納業務を行う担当向けの研修  
想定人数 10名程度

### 1 2. 保守・運用支援

- (1) 受注者は、本稼働開始後5年間パッケージシステムの保守業務を行うこと。
- (2) 新システムに関する照会対応、障害対応、運用支援に関する総合的な問い合わせ窓口を設け、本町からの問い合わせ（電話・メール）に対応すること。
- (3) 軽微な制度改正については、追加費用を発生させずに、システムの保守契約の中で対応すること。
- (4) 問い合わせ対応時間は、本町の勤務時間（08:45～17:15）を原則とするが、内容によっては、時間外の対応も行うこと。
- (5) 保守作業実績を管理すること。
- (6) 今後の電子決裁導入に向けた提案・運用支援を行うこと。

### 1 3. 成果物

新システム導入に際し、成果物として下記のを岩内町役場へ納入すること。

- ①システム一式
- ②作業計画書
- ③基本設計書
- ④打合せ議事録
- ⑤システム操作マニュアル
- ⑥研修マニュアル及びテキスト
- ⑦その他必要と認めるもの ※別途協議

### 1 4. 守秘義務・個人情報の保護

- (1) 新システム導入業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (2) 本業務に際しては、個人情報保護の重要性を十分認識し、その取り扱いは岩内町個人情報保護条例及び岩内町個人情報施行規則に則り、細心の注意を払うこと。
- (3) 新システム導入業者は、個人情報の保護に係る事故が生じた際は、遅延無く本町に報告し、その対応を協議の上、その解決に努めなければならない。

(4) 新システム導入業者は、本業務が終了したときは、保有する本業務に係る個人情報 を 消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。

#### 15. その他

(1) 受注者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する内容、委託先等を記載した書類を本町に提出し、承認を受けなければならない。

(2) この仕様書に記載の無い事項及び仕様の内容を変更するとき、業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

(3) 本町は、受注者に対し、データ等の管理状況及び業務の処理状況について、随時立ち入り検査し、必要な報告を求めることができるものとする。